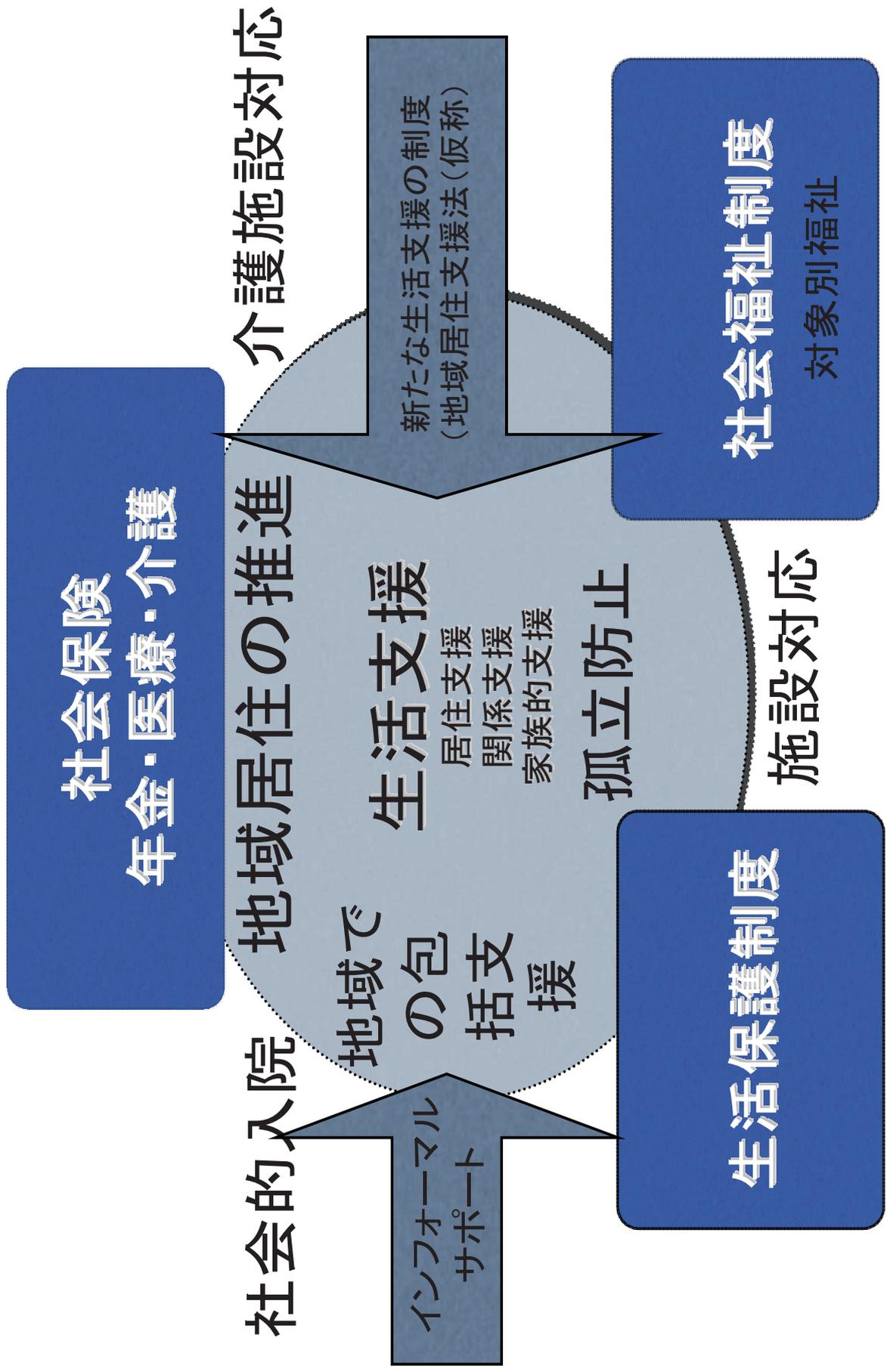


2. 調査研究結果の概要

地域居住支援法の構想



第1 I. 背景（問題の所在）のまとめ

①人口・世帯構造の変化

- 生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加を続ける。特に、要支援・要介護認定率が高まる75歳以上の高齢者が急増する。また、世帯構成別にみると、高齢者単身世帯が急増し、2025年には約680万世帯へと、15年間で約200万世帯が増加する。

2035年の高齢者人口：3724万人（高齢化率が33.7%）

2035年の75歳以上の高齢者人口：2235万人

- 今後、急激に高齢化が進行するのは三大都市圏を中心とする都市部。一方で、都市部では、地方と比べて施設整備水準が低い。

②要介護・認知症高齢者の増加

- 要介護認定者の数は10年で倍増して平成22年には487万人に達し、世帯構造別にみると、単身世帯が占める割合が増え続けて4分の1を超えている。認知症高齢者も増加を続け、2025年には323万人になると推計されている。

③高齢者の住宅の現状

- 65歳以上の単身世帯の借家率は全国で34.5%、木造民営借家率は11.7%である。東京都だけでみると、65歳以上の高齢者世帯の借家率は45.9%と全国平均よりも1割増える。都市部の方が、借家率が高い傾向にある。
- 借家に居住する高齢者世帯の収入は総じて低く、特に木造民営借家に居住する高齢者世帯の6割強が年収200万円未満である。一般に木造民営借家は、家賃水準も低いが、老朽化し、住宅性能も低い住宅も多く、居住環境としては課題が大きい。
- 空家の活用可能性についてみると、賃貸用共同住宅の空き家は全国で360万戸、東京都に約47万戸存在する。うち、腐朽・破損がなく活用できそうな空き家はおおよそ8割強である。

④高齢者の所得の状況

- 全世帯の1世帯当たり平均所得金額549.6万円に対し、高齢者世帯の場合は307.9万円。高齢者世帯の収入の7割を公的年金・恩給が占める。また、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は63.5%であり、高齢者の暮らしは年金に依存する傾向が強い。

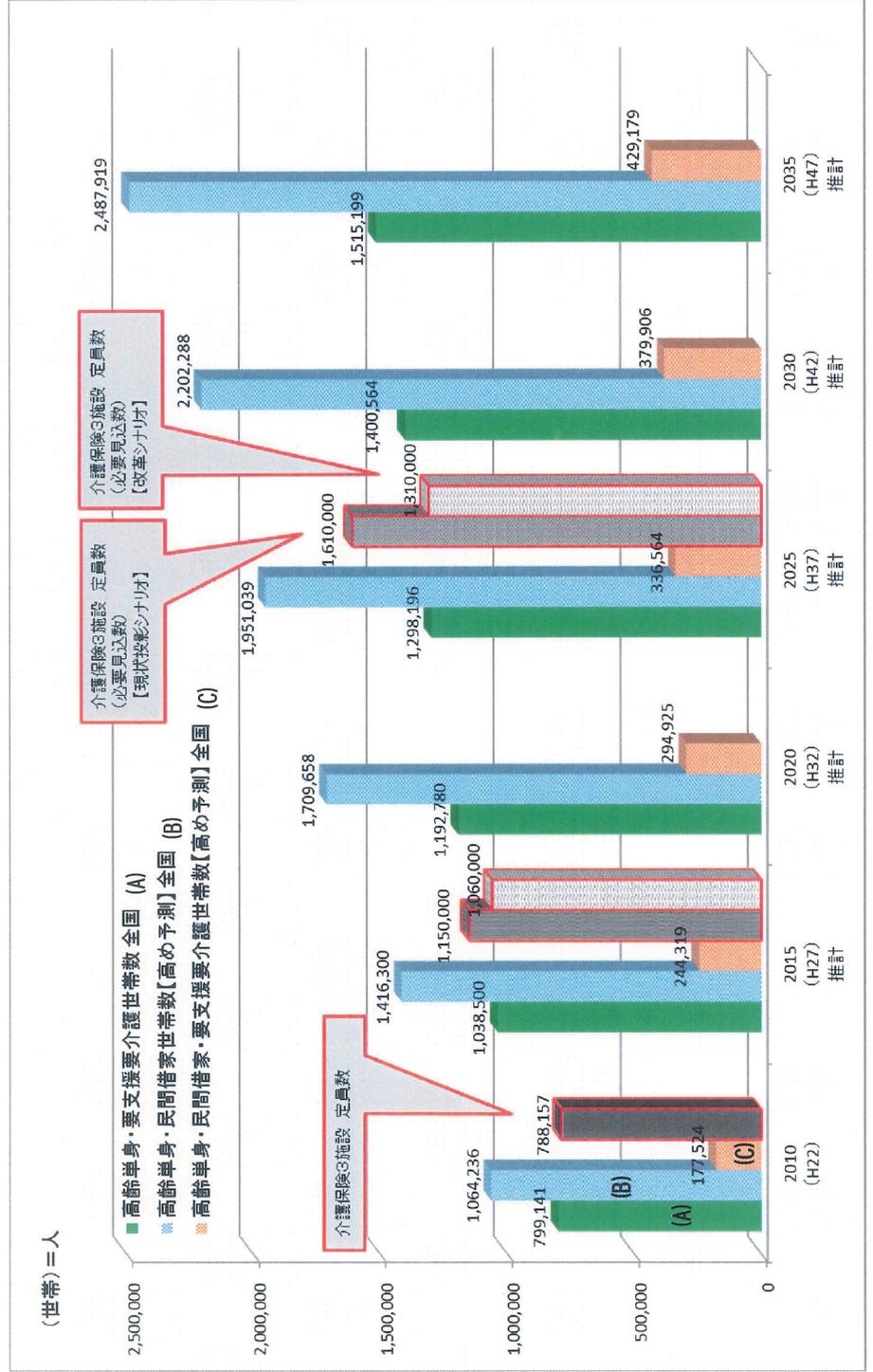
⑤生活保護

- 生活保護を受けた約127万世帯のうち、約4割が高齢者単身世帯である。
- 被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令市・中核市・東京都23区で半数以上を占めている。

急増する住宅困窮リスクを抱えた高齢者単身世帯と不足する施設

- (A) 要支援要介護認定を受けた高齢単身世帯
 高齢者人口①×高齢単身率②×要支援要介護認定率③
- (B) 民間借家に居住する高齢単身世帯
 高齢者人口①×高齢単身率②×高齢単身・民間借家率④
- (C) 民間借家に居住する要支援要介護認定を受けた高齢単身世帯
 高齢者人口①×高齢単身率②×要支援要介護認定率③×高齢単身・民間借家率④
- ※本資料では、より厳しい状況を想定しておくという意味で、高齢単身・民間借家世帯率については、「高め予測」の数値を採用している。

(図表 1-26) 【全国】 高齢単身・民間借家・要支援要介護世帯数の推計



(7) 現行制度の枠組みと課題 ((1) ~ (6)) のまとめ

①低所得高齢者が入居可能な住まいの不足

- 低所得高齢者が選択できる高齢者向け住まい・施設の種類の種類は限定的。
- 公営住宅は高倍率であり、選定から漏れた者は質の低い民間賃貸住宅に居住せざるをえない。
- 介護保険施設はほぼ満床であり、最重度にならなければ入所できない。在宅生活が困難な低所得者の受け皿がなく、未届け有料老人ホームや貧困ビジネスがその隙間に入り込む要因となっている。
- サービス付き高齢者向け住宅は中間所得層(厚生年金層)が対象であり、それより下の国民年金・遺族年金層には別の方策が必要。

②都市部で急増する住宅困窮リスクを抱えた高齢者単身世帯と不足する施設

- 単身世帯で民間借家に居住する要支援要介護高齢者が都市部で急増するのに対し、施設整備量は現状でも不足している。より普遍的で根本的な方策が必要。

③根拠法や種別による施設・住宅水準、補助の入り方によらつき

- 低所得者の多くはユニット型個室ではなく多床室に入所している現状があり、個人の尊厳の保持と自立支援を図る観点から、多床室を住まいとしてどう評価するか。

④生活支援の必要性と悪質性を疑われる事業者の問題

- 家族の代替機能ともいえる生活支援に関わるサービスは、社会関係資本を持たない単身高齢者の生活に欠かせないが、その対価が制度的に担保されていない。
- 生活保護受給者の多くが民間賃貸住宅に住んでおり、そこに住宅扶助費が相当流れこんでいる実態がある。
- 行き場のない要介護高齢者や生活保護受給者を集めて一括してサービスを提供し、虐待や生活保護費・社会保険給付費等の不正使用が疑われる事案もある。

⑤住宅確保のための主要施策(生活保護・公営住宅・補足給付)の比較-公平性の観点から

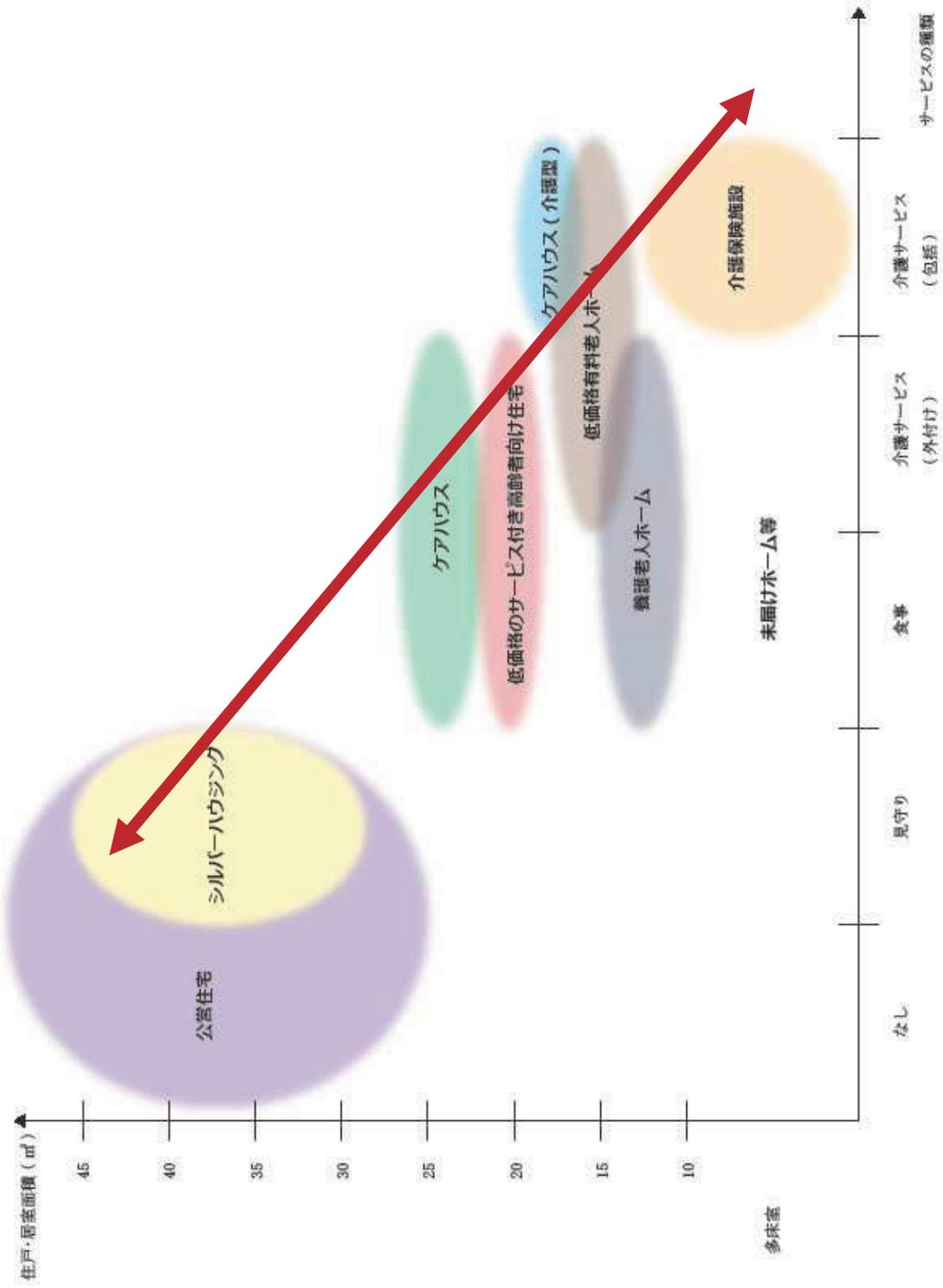
- 生活保護制度では、要件を充たし保護を受給することになれば必要に応じて住宅扶助も適用されるのに対し、公営住宅は収入条件を満たせば入居資格は得られるが、実態上は高倍率で入居困難。生活保護の水準より少し上で、公営住宅に入居できない民間借家層に対して有効な施策が求められる。

- 介護施設では多くの入所者が世帯分離をするため、特養では約8割が補足給付の対象者となっている。介護保険給付費の運用の適正化からも、自宅等の高齢者が家賃分を自己負担していることから、検討が必要。

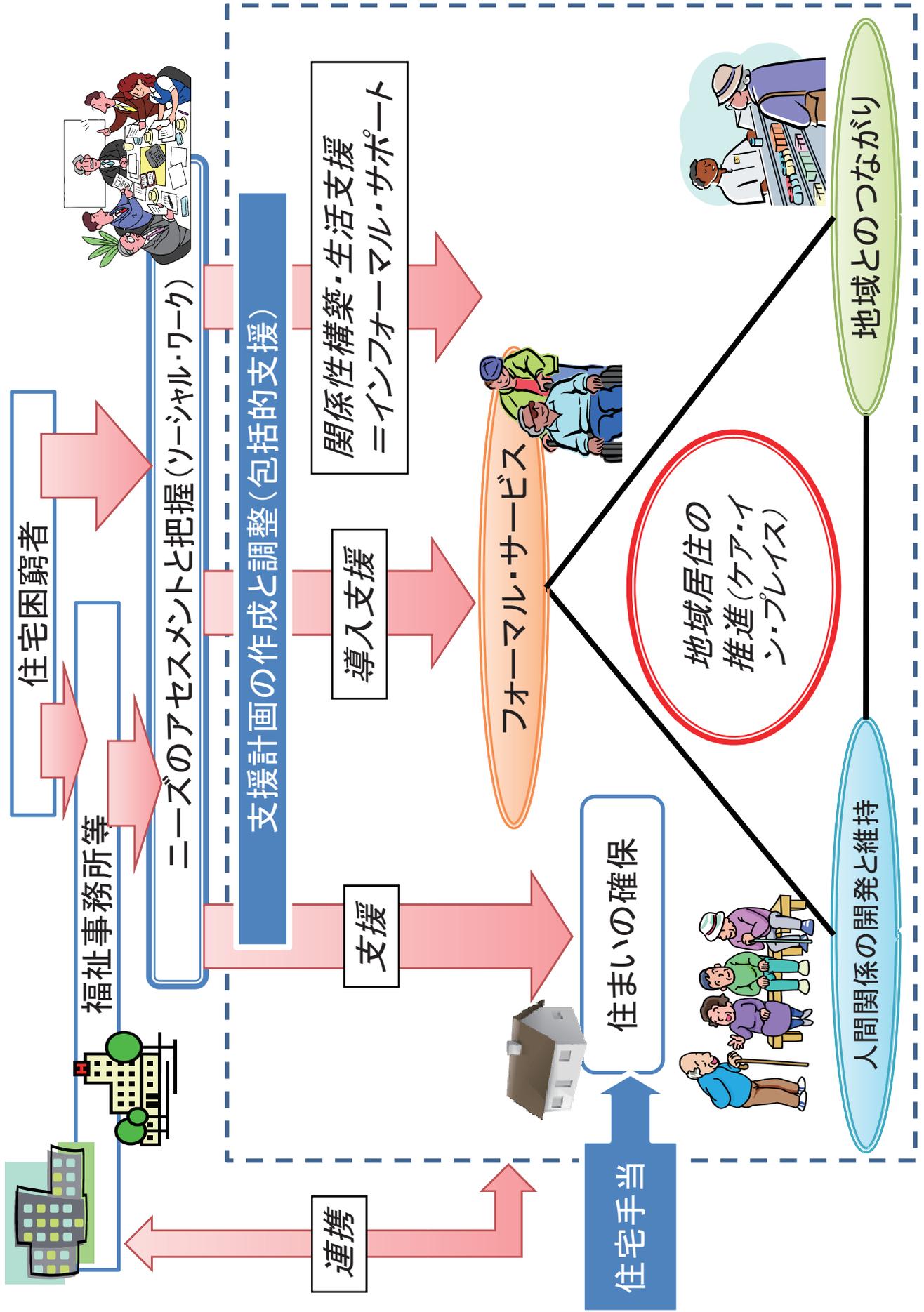
⑥居宅優先の原則がありながら、施設サービス費の方に給付が偏っている現状

根拠法や種別による施設・住宅水準・補助の入り方のばらつき

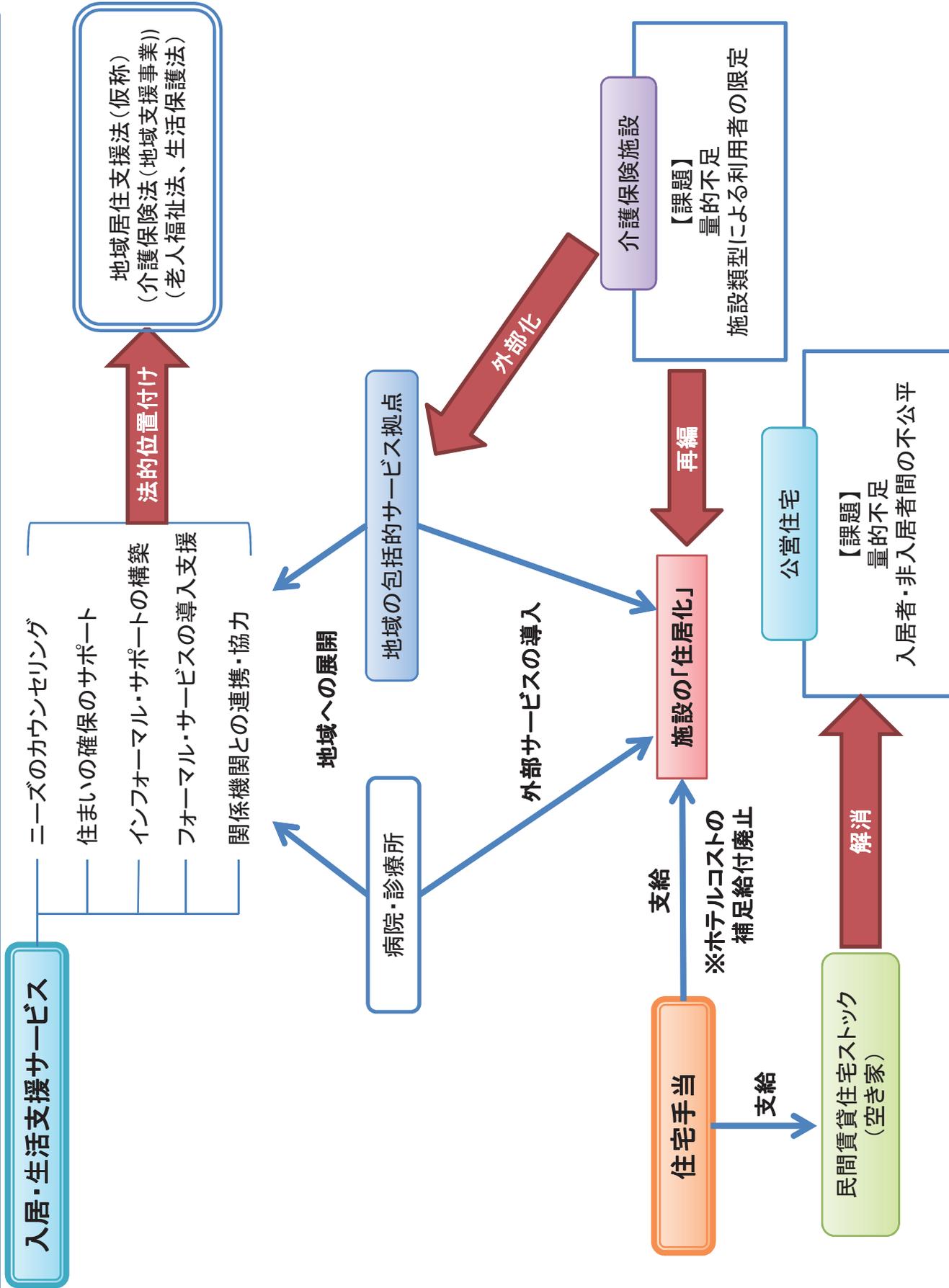
(図表 1-29 低所得高齢者が入居可能な住まい・施設のポジション)



事業の全体イメージ



政策展開の全体イメージ



社会包摂型セーフティネット（仮称）の事業展開イメージ

